平成２２年（フ）第９０１号
大阪府岸和田市尾生町６丁目１番12号カーサ・ブランカＡ棟101号
債務者　吉田美代子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９１９号
大阪府岸和田市河合町470―１、住民票上の住所大阪府和泉市父鬼町220番地
債務者　田中　康友
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９２５号
大阪府和泉市伯太町６丁目３番54号
債務者　山本　康之
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３１号
大阪府阪南市下出45番地の２―501号
債務者　西田　憲一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３６号
大阪府泉大津市末広町１丁目２番25―201号
債務者　和佐田尊子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９４０号
大阪府岸和田市西大路町99番地の３グランコート岸和田201号
債務者　潮見　一美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９４１号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目４番３号エテルネル21―102号、前住所大阪府泉大津市豊中町２丁目３番41号
債務者　中辻　　修
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９４２号
大阪府岸和田市下松町１丁目６番26―205号
債務者　力武　優子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９４４号
大阪府貝塚市澤358番地12
債務者　星川由美子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９４５号
大阪府岸和田市上町30番13―105号
債務者　藤原　佳子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９４６号
大阪府岸和田市岸城町18番11号、前住所大阪府東大阪市荒川２丁目20番23号
債務者　西村しのぶ
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９４７号
大阪府泉大津市千原町２丁目22番22号サンプライムシティＢ105、前住所大阪府大阪市平野区長吉長原２丁目１番６号サンヴァリ長吉602号
債務者　市部　祐子（旧姓新居）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９５５号
大阪府泉大津市下之町１番29号
債務者　井阪　美紀
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９５６号
大阪府泉佐野市下瓦屋205番地の１、住民票上の住所大阪府泉佐野市鶴原1430番地
債務者　古木　雅代（旧姓神山）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９６４号
大阪府泉南郡岬町淡輪674番地の18、前住所大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1423番地の18
債務者　川嶋　繁樹
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９６５号
大阪府泉南郡岬町淡輪674番地の18、前住所大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1423番地の18
債務者　川嶋　恵美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
香川県高松市上之町２丁目６番21号
債務者　石丸　光仁
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　高松地方裁判所破産・再生係